

2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取
扱いに関する基準

1 1の防火対象物に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備又は屋外消火栓設備のうち、2以上の消火設備を設置する場合において、次に適合するときは、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、当該消火設備の加圧送水装置及び水源を兼用することができる。ただし、泡消火設備の加圧送水装置は、専用とすること。

(1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力（以下この基準において「ポンプの全揚程等」という。）は、兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られる値以上の値で、かつ、ポンプの吐出量及び水源の水量は、兼用するすべての消火設備の必要な量を加算して得た量以上の量であること。

(2) 兼用するそれぞれの消火設備の性能に支障を生じないこと。

2 前項の規定の適用は、防火対象物の位置、構造及び当該消火設備の状況から判断して、それぞれの消火設備が同時に使用され、又は作動することが極めて少ないと認められるときは、必要に応じ、ポンプの全揚程等、ポンプの吐出量又は水源の水量を減ずることができる。